

盛岡広域振興局長告示第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成29年10月6日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町桜町字大坪4番3、4番7、6番、7番、9番、10番、11番、12番、13番、14番及び119番並びに桜町字中屋敷60番及び61番並びに区域に介在する認定外水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市津志田中央二丁目8番31号 ミネルバ開発株式会社